

同(山口六郎次君紹介)(第二三八一
号)

恩給法等の一部を改正する法律案の
一部修正に関する請願(浦野幸男君
紹介)(第二四六五号)

同(植木庚子郎君紹介)(第二四六六
号)

同(飯谷忠男紹介)(第二四六七号)

同(濱田幸雄君紹介)(第二四六八号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律
案(内閣提出第二七号)

自衛隊法の一部を改正する法律案
(内閣提出第二八号)

○久野委員長 これより会議を開きま
す。

防衛庁設置法の一部を改正する法律
案及び自衛隊法の一部を改正する法律
案の両案を一括議題とし、前会に引き
続き質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、順次
これを許します。保科善四郎君。

○保科委員 私はただいまから総理大
臣に対しまして、特にわが国の防衛の
あり方について基本的な考え方をお伺
いしたいと思ひます。

なぜ私がこういう御質問をいたした
かと考えましたかという、今回の防
衛二法案の中には相当基本的なものが
含まれております。統合幕僚会議の権
限の強化とか、三自衛隊の編成に関す
ること、こういう重要な問題が含ま
れておりますし、またすでに赤城構想
というようものが発表されておいて
話題をまいておけることは御承知の通り

でございます。特にケネディ大統領が
登場いたしましたから、一月三十日の
一般教書において、アジアにおける中
共の態度を相当激しく批判いたしてお
るわけでありまして、また三月二十八日
には国防予算特別教書を議会に送りま
して、非常に広範なる防衛に関する基
本的なことを述べております。特にそ
の中で、国防の基本的政策として、軍
備の主目的は平和であつて戦争でない
こと、米軍は先制攻撃をしない、こうい
うようなことは、かつて軍職におつた
者としては考えられないことを言い出
しておるわけでありまして、それから米
国の軍備は予算のワケに縛られること
なく、誓約にこたへ、安全を保障するに
十分なものではないと述べられて、それか
らわれわれの軍備はシビル・コント
ロールを完全にやらなければならない
というような、広範なる国防に関する考
え方をはつきりさせているわけござい
ます。ところが一方また共産陣営に
おきまして、軍備の全廃を唱へ、ある
いは核兵器の製造禁止を唱へておりな
がら、依然として一月六日の共産党の
党集会において、フルシチョフが戦争
を三つに分けて、世界戦争、局地戦
争、解放戦争、そしてこの局地戦争は
やはり将来もあり得るのだと規定して
おります。ことにこの解放戦争は正義
の戦争であつて、神聖なる戦争と確信
をして、これに全幅の支持を惜しまな
い、こういうようなことを申しており
ます。それから中共は戦争不可避論を
唱へておけることは御承知の通りであ
ります。戦争を正当、正義化しておる。
平和共存は西側を欺く一時的な戦術
としてこれを認めることができる、
現段階を戦争と革命の時代と規定す

る、こういう物議なことを言うておる
わけでありまして。ことにきのうはソ連
が人間を乗せた宇宙船を回収することに
成功いたしました、これから冷戦が
ますます激化するのじゃないかという
ことも予想されるわけでありまして。こ
ういふ段階において、総理はこの現情
勢を一体どういふように判断しておら
れるか、これに対処して日本の防衛力
のあり方というものを、どういふよう
に規定していかれるかという基本的な
お考えをお伺いしたいと思ふのであり
ます。

○池田(男)國務大臣 世界の両陣営、
いわゆるアメリカ、ソ連において今お
話のようなことが言われ、行なわれて
おることは、私も承知いたしておるの
であります。しかし科学の進歩
がありまして、われわれ人類はあく
まで平和でいくことを願ひしておる
と思ふのであります。従ひまして両陣営
におきまして、核実験停止とかある
いは軍縮とか、いろいろ努力いたして
おるのであります。われわれはこの努
力を続けていくよう大馬の勇をとりた
い、こういう考えであります。

○保科委員 今総理の基本的なお考え
はわかりましたが、今度の防衛二法案
をめぐる反共的の諸君からも
いろいろな論議が行なわれているわけ
であります。また実際問題として大新
聞の論説等にも、これからこの日本の
自衛力の整備というものは一体どうい
うように行なわれるかということに対
しても、相当な疑問を投げかけており
ます。また日米新安保条約は、日本に軍
備の増強の責務を負わしたというよう
な誤解も行なわれているわけでありま
すから、この機会においてさういふよ

うな世上流布されておる言説に対し
て、総理のはつきりしたお考えをここ
に示していただきたいと思ひます。

○池田(男)國務大臣 われわれは戦争
を放棄いたしました、自分の国土を
守る自衛権はあくまでも持つておると
私は考えるのであります。従ひまして
自衛権を持ち、その自衛権のあり方に
つきましては、国力の状況、国情ある
いは世界情勢に即応いたしまして、で
きるだけの自衛力の強化ははかつてい
きたい、こういう考えでございます。

こうしてその自衛力の増強は、あくま
で自主的にわれわれがきめることであ
ると考えておるのであります。

○保科委員 今総理の御答弁によつて
はつきりいたしましたと思ひますが、実
はもうすでに三十二年の国防方針によつ
て漸増するといふことはきまつてお
り、私はこの長期防衛計画がこの漸増
方針に従つて防衛力を持つて、日本の
安全を日米安保条約との協力によつ
て、どういふように持つていくかとい
うことについての具体的なことが出て
ないために、いろいろな論議が行なわ
れておるものと思ひます。すでに何回
も本会議等でも前岸総理から説明がご
ざいました。この事態に即応して長期
防衛計画を作成するのだといふことも
しばしば言われております。防衛庁長
官も、これはなるべく早く設定をする
のだといふように言われております。

これは何も日米新安保条約ができたか
ら、これをやらなくちゃならぬという
ものではなくて、すでに日米安保条約
を改定する前に、さういふような基本
的なものをきめておかないと、これは
自主的な日本の自衛力造成といふこと
にはならないのであります。いろいろ

るな状況によつておくれしておるのだと
私は推察をいたしております。総理は
さういふ基本的な長期防衛計画の設定
に対して、どういふお考えを持つてお
られるか、お伺いをしたい。

○池田(男)國務大臣 第一次防衛計画
は昭和三十五年で一応済んだのでござ
います。第二次防衛計画は、今年一月
の国防会議できまして、防衛庁で一
応案を作成するようにしておるのであ
ります。三十七年度から五十年にわた
る第二次防衛計画を今防衛庁において
策定中でございます。

○保科委員 ただいま長期防衛計画の
策定をしておられるということを取り
ました。私はこの長期防衛計画がこの
現情勢に対処するような線においてで
きますれば、ただいま世上心配してお
るようなことは雲散霧消していくの
じゃないかといふことを確信して、早
くその成立を期待しておるものでござ
います。ただ私はこの長期防衛計画が
できまして、一番重要なものは、何
と申しましてほんとうの防衛力の根
幹、いわゆる基本的なものはその裏づ
けをする防衛生産力の造成といふこと
が一番大事であり、同時にこの防衛を
あずかる人、人的方面の整備といふこ
とが非常に重要な点であると思ふので
あります。特に総理は三軍の最高
指揮官でございますので、この防衛庁
の人的面の振作と申しますか、昔流の
言葉で言へば統帥とでも申ししまし
ょうか、さういふ点について相当強い関心
をお持ちにならぬと、でき上がったも
のに対する国民の信頼がでないとい
うことになると思ふのであります。こ
の防衛庁の人的面における整備
なり、あるいは統帥面におけるお考

えについて、最高統帥者としてのお考えをちょっと伺っておきたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 防衛関係職員のお心がまえにつきましては、自衛隊法五十二条にはつきり明記してあるのではありません。しかし法律で明記いたしましたも、実際の訓練、訓育、指導ということにつきましては、これは為政者が常に心がけていかなければならぬ問題だと思ひます。私は就任直後、三幕僚長と会いましていろいろ実情を聞きま

すのみならず、先般の防衛大学の卒業式にも参りまして、つづきに学生の気持あるいは訓練の状況等を視察し、またその後におきまして毎月一回国防会議の議員と、そして防衛庁の職員との懇談会、研究会を開きまして、自衛隊のあり方等につきましてはできるだけの努力を今まで払ってきておるのであります。私は施設の問題あるいは武器その他の問題も考えなければならませんが、お話のようにこれを扱う人の養成、訓練につきましては、それ以上の関心を持つべきものと心得まして努力いたしておるのであります。

○保科委員 この従来の総理にも増して、特にそういう面において努力されている状況を伺ひまして、大へん感謝にたえませんが、何と申しまして今自衛隊にはインフレーション、コンプレックスが、若干憲法の問題から出ておると思ひます。大へん気の毒な境涯に、国を守る重要な職務を持ちながら、軍服を着て堂々と町も歩くのを遠慮しなくやならぬというようなことは、まことにお気の毒で私はたまらないのであります。こういう意味から申しまして、特にこの人事行政上

について、これは防衛庁長官にも特に要望したいと思ひるのであります。が、人事行政上においても十分なる考慮を払って、喜んで国家の守りに応じ得るような御配慮が、特に総理大臣とともに一つ格別なる御留意をお願いいたしたいと思ひます。特にそういうような点から考えまして、私は現段階に、御承知のように兵器が非常な革命的な進歩を遂げておるにやりますから、こういうような事態に際しては、十年もたったこの防衛庁法の改正というやうなことも、やはりこれは考えなくちゃいけないのではないかと。特にケネディ大統領のこの国防に関する教書等に現われているこの思想から見ても、よほど大きな観点から戦争抑制に乗り出すような機構の改善というものが、これは大へん必要になってきているのではないだろうか。これは金がかからずにできることですから、ぜひこういうやうなことにしても私は総理大臣にお考えをお願いしたいと思ひますが、この点に関する総理大臣の御所見を一つ伺っておきたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 自衛隊ができました当初におきましては、お話のやうに何と申しますか、日陰者というやうな空気がなかったとは申しません。しかし、それは私はだんだんそういうものが薄らいできておる。ことに先般大学を私見まして、彼らの教養が非常に高度なところまで他の大学の教養と比べて、教科の課程から申しまして、進んでおるとも絶対に劣っていない。私は非常に意を強くしております。また自衛隊幹部諸君の心がまえも、想像以上につばなものであるということを見まして、私は非常に心強く感じたのでございます。今後におきましても、こういう崇高な任務を持つておる自衛隊のあり方につきましては、先ほど来申し上げておるやうにできるだけの努力をして、りっぱなものにしていきたいと考えておるのであります。なお大学の教育その他につきましても、お話のやうに今後ますますりっぱなものとしていくということで、特段の留意を払っていききたいと思ひます。

○保科委員 これは防衛庁長官も、国民に基礎を置いた自衛隊にしたいというところで、非常な関心を払って努力をされておるやうであります。何と申しましてもこういう事態なんですか、正しいことを言つても、ときには笑われるやうなことも起こるやうなアブノーマルな事態であると思ひます。そこでやはりほんとうの国際情勢のあり方、あるいはどういふやうなことをもって国家の安全をはかるかというやうなことに、十分なる国民の御理解を得るということは非常に必要なことだと思ひます。ことにこれから長期第二次防衛計画を作り上げまして、ほんとうの戦争抑制に日米安全保障条約を基幹として乗り出すということになりますれば、特に国民の御理解を得て、協力のものと、これから激化する間接侵略等に対して対処するということには非常に重要なことだと思ひますが、この国民の理解を得る面において、総理大臣はどういふやうな構想を持つて

こらういふ問題に対処されようと思ひますか、これは非常に重要なことだと思ひますので、総理のお考えを伺っておきたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 やはり政治を担当しておる人が、自衛隊というのに對しての関心を非常に持つてゐるのだというのを、国民に知ってもらふことが私は必要であると思ふ。その意味におきまして、先ほど来申し上げておるやうに努力いたしておる。また従来には例はなかったと思ひますが、そういう意味におきまして、各閣僚が防衛大学へ行つて話をするとか、あるいは他の自衛隊の現地に行つて視察するとか、こらういふことも一つの方法だと思ひます。防衛庁におきましても、最近自衛白書でございまして、何か自衛隊についてのPRをやつていこうと計画しておられるやうでございまして。とにかく親しまれる自衛隊、そして国としてなくてはならない自衛隊なんだというこゝろにつきましては、できるだけPRをしていきたいと思ひます。

○保科委員 日米新安保条約ができましたから、総理はこれを基幹としたしまして防衛力を整備し、日本の安全をはかるためにいろいろ御努力をされておる点はおわかります。日米安保条約を主軸として戦争抑制をして、ほんとうに日本を平和な土地にするためには、これを十分に活用して、その精神を国民によくわかつてもらつと同時に、具体的にそれを進めていくことが非常に必要じゃないか。今度のケネディ大統領の国防白書等も出ておるのであります。が、こららのアメリカの考え方、どういふやうにして共同して戦争を抑制するか、そらういふ点から言つて、情報交換とか、あるいは専門家の間の連絡を密接にする委員会とかというやうなものは当然作られて、この目的が

りっぱに達成できるようにすることが必要だと思ひます。そらういふ点、もう一つは経済協力の面でございまして、こらういふ両面を土台にして、戦争抑制をしようと思ひます。こらういふ面について総理のお考えをちょっと伺ひたい。

○池田(勇)國務大臣 わが国土の防衛につきましては、もちろんわれわれの自衛隊のみでは足りないことは当然であります。従ひまして国連あるいは特に日米安保条約を主軸として、国土防衛に当たつておるのであります。そらうすればやはり日米間におきまします軍事上の協議、共同、またこれに加えて新安保条約に盛り込まれた経済協力、こらういふこゝろにつきましては随時緊密の度を増すやうにしていかなければならぬと思ひます。ただ安保条約第二条の経済協力の点につきましては、具体的にこの条約によつてとは言へませんが、日米間の経済協力の気持は年々ともに進んでおり、今後これを中心に東南アジアの開発等々、協力の度を増していくやうな努めていきたいと思ひます。

○保科委員 ちょっと防衛庁長官にお伺ひします。

四月七日の日本向けのモスクワ放送は、防衛二法案は日米安保条約に基づいて、核兵器装備のために自衛隊を再編成するものである、こらういふやうに言うておるのであります。これは実に事実を誤報してゐると思ひます。長官はこの委員会を通じて、こらういふデマ放送に対してはつきりとした考えを述べておいていただきたいと思ひます。

○池田(勇)國務大臣 防衛二法案は日米安保条約に基づいて、核兵器装備のために自衛隊を再編成するものである、こらういふやうに言うておるのであります。これは実に事実を誤報してゐると思ひます。長官はこの委員会を通じて、こらういふデマ放送に対してはつきりとした考えを述べておいていただきたいと思ひます。

階において、第二次計画案をば論議の対象に出さないで、国会がまさに終わろうとするとき問題の集約を行なうなどとは、全く私は怠慢の至りではないかと思ひます。日中間題につきましても、日中間で友好關係、国交回復を結ばば、われわれは日本の国防に對して別な面で検討を加えていくという段階が新しく生まれるではありませんか。私も今は今でも憲法改正をしない日本の自衛隊というものは、極限にきていたと信じているのです。今度の第二次計画は縮小じやないのでしょうか。ふや

すという建前なんでしょう。腹づもりとしては、漸増計画をそのまま遂行していくという考え方とすれば、特に私たちとしては日中間題は思想というものでなく、私たちが当面与えられた内閣委員の任務として、首相の持っている考え方、政府の持っている考え方、保守党の持っている考え方というもの

を、えぐり出してでも聞きたいという態度でございます。もつと内容をば詳しくこの際御説明いただきたいと思います。

○池田（勇）國務大臣　私は日米会談のときに、第二次防衛計画を説明申し上げる、そういうことは言っておりませぬ。今作成中でございます。いつでも

るかわかりません。今防衛庁におきまして、あらゆる角度から鋭意研究中であるのであります。でき上がりましたらもちろん私は国会に出さなければならぬと思います。三十七年度からでございます。第二次防衛計画というのは、防衛三法案の問題とは別個に私は検討願っております次第でございます。

て、まだ結論は出ていないのでございます。

○石山委員 あなたは日中問題はちつとも言ってくれないじゃありませんか。日中問題は私は手を突っ込んであなたの中に取りたい、つかみ取ってみたいと言っているのですから、一つ説明して下さい。

○池田(勇)国務大臣 日中問題につきましては、私はずっと今国会におきまして申し上げた程度でございまして、まだ腹の中には何もできておりません。

○石山委員 池田首相、それではあなたはあんまり誠意のある御答弁とは承れないでございませんか。あなたがアメリカへおいでになった場合には、今度の第二次計画の中身にあるいわゆる武器の無償貸与という問題、これは赤城構想の場合は一千五百億程度というふうに見積り出ているわけなんです。この話題が出ていないと第二次五カ年計画を遂行できるわけじゃないのでしよう。大体予定が組めない。私の方ではこういう計画を立てましたから、ケネディ大統領、あなたの方でこの点をば援助していただかないと、第二次五カ年計画は穴があきます。これはあなたのかつての同僚であつた赤城構想の中に、これが明示されているではないですか。第二次五カ年計画最終年度二千九百億、約三千億、アメリカの期待援助額一千五百億というようにちゃんと出ている。この問題があるからあなたはここでしらを切つても、ケネディの前に立ちましたならば、防衛二次案をどういう計画であらうが示さざるを得ないのではないかと。ですから私は言葉を返して言うようでございませうけれども、今アメリカへ行つたならば、あなたは防衛二法案を

通過したという手みやげを持って、あなたの期待通り防衛二法案を通過させましたよ、その手みやげをかかえて、ですからあなたの方でも第二次防衛計画に対しては、この点は穴埋めをして下さい、こういうふうにするのではありませんか。言うでしょう。あなた黙つてアメリカへ自費でおいでになるのじゃないでしょうね。国費でおいでになる。一國の総理大臣が国防問題にば論ずる。担当委員会としてのわれわれがつんばさじきに置かれるなどとは、はなはだ不可解だと私は思う。防衛問題はケネディの場合には何にもお話しにならぬという御意見でございませう。

○池田(勇)国務大臣 赤城構想は私はつまびらかにいたしておりません。従いましてこの問題を主軸としての答弁はその資格がない。問題は、第二次防衛計画の樹立にあたりまして、アメリカからの防衛援助をどの程度にするかという問題は、防衛庁で研究していることと私は思います。私の考え方で、第二次防衛計画がそれまでにできるか、できぬか、これは先ほど来申し上げた通りであります。今のところ防衛援助をどの程度にしてくれとかなんとかいうことを私の方からは言い出さない考えです。しかし第二次防衛計画がどうなるかというところがきまらずして、そして必要あればあれでございしますが、ただいまのところ防衛計画の防衛援助のほうなことも話をする段階までにはいかぬのではないかと、そういう問題はこちらにおいてでもできますし、下のレベルでこれからしていくのではないかと思います。

○石山委員 この問題のみに時間をと

るようですが、アメリカへ行つてあなたが日本の国防問題をどういう格好でお話しなさるかということは、やはり私たちには大事な問題なんです。あなたは何か持っているかないかというのです。が、くればものならぬという。私は個人の交際にはそんなことはないと思うの。国際慣行、特にアメリカのケネディ大統領とあなたの場合の新しい交友関係がどういふふうに関係するかわかりませんけれども、黙つていてただもうということは、これは友情だかどうかわかりませんが、珍しい慣行じゃないでしようか。何かをやるから何かに応じなさい。アメリカが今まで一貫してとつてきている政策は、軍事援助であれ経済援助であれ、ただで上げますよというのではないやうにありませうか。われわれは終戦後のあの食糧の問題、今度国会でだいたい問題になる例の援助物資の問題につきましても、ただだと思つていたらだでない。あなたは黙つていても、向こうでくるといふふうなものならばというふうな言葉をお聞きしておりますが、われわれはこの防衛二法をば、今の自衛隊のあり方をば、つまり憲法にかんがみても経済的にかんがみても、今の自衛隊の処理の仕方というものは私は別に考えなければならぬと思つてきております。このままではおかげりをして戦力増強をするという形は、避けなければならぬ。い段階にきていると思つております。

こういうとき国内的にいろいろ問題をかかえているにもかかわらず、ここに与党の理事諸君を初めたくさんの方が出てきておられますが、顔を会わせれば防衛二法を通せと言ふ。問題をろくに審議しないうちから防衛二法は通せと言つてゐる。これはやはりあなたの六月の渡米に手みやげとして、いわゆる無言の手みやげを持つていくという前提だろふと思ふ。池田内閣にとつては第一に重要法案は防衛二法、第二には農民向けの役に立たないところの、片だの農業基本法、第三にはILOが重要法案だ、その三つのうちの一番右翼を占めるのが防衛二法だ、その防衛二法をばアメリカにおみやげに持つていくという態度、この態度は言わすともがな、アメリカに対して第二次防衛計画を、あなたが持つていくということを示しているのではないですか。そうして期待援助額というものを大統領が口にするか、あなたがこつそり口にするか、あるいはアメリカ大使館に言わせるか、西村防衛庁長官も行くと言つてゐるのだが、西村防衛庁長官に言わせるかわかりませんけれども、いづれにしてもあなた言わせるのじゃありませんか。それを検討中々々というものは怠慢だと私言つてゐるのですが、怠慢だと思ひませんか。

○池田(勇)国務大臣 私は防衛二法案をアメリカへ行く手みやげにしよう。そんな考えは毛頭持つておりません。われわれとしてこれは当然通過をはかり、そして日本の自衛の合理化をはかると、こういう考えで、アメリカへの手みやげ、そんな気持は万々持つていない。はつきり申し上げておきます。

なおまた第二次計画につきましては、怠慢とおっしゃいます。これは各方面いろいろな角度から考えなければならぬのであります。しかもそれは昭和三十一年度からの予定でございませうので、今こゝでございませうとい

う段階にまで至つていないことは、これは私はそう怠慢というわけのものでもないと思ひます。

○石山委員 そうしますと怠慢でないけれども、防衛問題を検討する能力が少し欠けているということになりそうです。第二次五カ年計画というものは、われわれ委員会においては昨年から論じてゐる。第一次五カ年計画は、計画通り遂行しないといつて委員会からは批判を受けてゐるわけなんです。ですから第二次五カ年計画というものは、自民党内閣にとつては懸案の問題でございませう。それがいまだもつて検討中、あらゆる方面から詳細に検討中という言葉を逃げるというものは、私は当を得た、誠意のあるもののお考え方ではないと思ひます。西村長官にお伺ひします。あなたの手元でもまだ池田首相に示すような構想はまじまじとあるのでしょうか。

○西村国務大臣 お答えいたします。第二次防衛力整備計画は、御存じの通りかつて昭和三十四年七月、赤城長官時代に最初に示されたものがあることはあるでございませう。しかしこれは防衛庁として正式にまだきまつたものではない。その防衛庁の事務段階において試案としてきまりました。それが一年後において、三十五年度ないし三十六年度を初年度として五カ年計画というふうな構想で固まりつゝあつたところへ、昨年一年は安保国会あるいは総選挙というふうなことで支障を起したことは御存じの通りであります。従つて一面またお話をありましたアメリカの政権の交代等によつて、多少の援助関係も変わつてくるのではないかと、それらの事情を勘案しましたか

ら、三十六年度につきましては防衛力の五カ年計画の第一年度にならなかつたわけでありまして。そこで一月の十三日に急遽国防会議を開きまして、当面の防衛力整備の取り扱いとしての態度をきめて、今回の二法案の御審議を願つておるのであります。従つて昭和三十七年度以降の長期見通しにつきましては、私の手元の部局におきまして現在あらゆる角度から検討を尽くしておる。これも防衛庁としてはできるだけすみやかに成案を——しかしながらこれは国防会議等におきましてさらに関係閣僚、また総理大臣等の意見のもとに政府の案がきまる、こういう経過をたどるわけでありまして。

○石山委員 もう一つ防衛庁長官にお聞きしますが、ケネディ政権になりましてから、アメリカの大統領は防衛に関する白書を出しました。その結果において、われわれ極東の治安というふうなもの、平和というふうなものを一応任務として考えている日本の場合、以前のアイク政権の中における日米相互援助法、安保条約の関係から見ても変わるのか、変わっていないのか、その点一つお聞きしたい。

それから毎度心配をしている核兵器に関する問題は、アメリカの局地戦の場合と結び合わせてどういうふうなこれを処理なさっているのか。特に最近には長距離の兵器が発達しておりますから、日本からも大陸に対して自由に原子力の攻撃ができるようになった。この点にしましては私たちはいたく心配をしているわけでございます。池田総理にお伺いしますが、あなたがおいでになった場合に、防衛二法を手みやげにはしない、しかし期待援助

額を考へるということとは、これははっきりしているだろうと思ひます。そうした場合には、何か特定の軍事上のあるいは外交上の密約を考へるのではないかと。たとえば例の原子力潜水艦であるポラリス等の軍事基地としてどこかを提供する。これはある意味では滞在期間というふうなことにしてもよろしい。いずれにしても、合法的な脱法行為によつて、そういう有力な潜水艦を日本のどこかに置く、こういうふうな密約をするような考へ方を持っているかどうか。そして私はこの防衛問題に関する限りは決して密約はいたしません、こういうふうな明言できるでございましょうか。

○西村国務大臣 先の第一問の方の答えを申し上げます。ケネディの国防教書六億ドルの追加要求をいたしました際に申しました意見であります。これが極東なりあるいはわが国にどう影響するかという点でございますが、ケネディは御存じの通り先制攻撃をけなすという一つの基本方針ははっきりしております。それから軍備の拡張は、確かに追加要求をするくらいでありますから、やっているわけでございます。しかしこれは軍縮交渉の前提としての軍備拡張、言いかえれば話し合いによるところの力の政策、従来の単なる力の政策から変わったと思ひます。それからもう一つは、抑制力としては核兵器をやはりやる。特にその中でポラリス潜水艦、ミニットマンのような長距離弾道弾、この二つに力を入れる。同時に一つ新しく登場をいたしましたものが局地戦能力の拡充であります。そこでこの極東の戦略に對しましては、同じように事態を見ているよう

に私どもは解釈をいたしております。特に極東における局地戦能力に對しましては、それぞれの関係国、同盟国と申しますか、条約国のそれぞれの能力に應じて自衛をしながら共同して当たる、こういうことを非常に要望いたしております。こういう観点から見ますと、わが国の局地戦に對する自衛といふものは、国情に應じてやつて参るものであります。ケネディの教書から見ましても、わが国は当然これと相対つて、結果としてはわが国の自衛力漸増ということではないかと考へております。

それから核兵器の問題につきましては、ケネディはあくまでも全面戦争は期待しないという風潮のもとにおいて、考へ方の基本におきましては抑止力として考へております。従つて核装備そのものがわが国の自衛に直接結びつくといふことは、私どもは考へておりません。あくまでも戦争抑止力としてこれは解釈している、こういうふうにとつております。

○池田(男)国務大臣 民主主義国の総理といたしまして、国民に発表できないような約束はすべきものでないといふことは、石山さんも御承知と思ひます。従つて密約はいたしません。

○石山委員 核兵器につきまして、総理大臣もおいでになつてのことです。この点に關する限り、前には小型の原子砲程度は使えるといふふうな発言を前内閣では行なつておられるわけですが、今の日本の現状におきましては、アメリカの要請があつたとうとうであるうとも、核兵器を持たない、核武装をしない、こういうふうな明言はできるといふわけですか。

○池田(男)国務大臣 前の内閣もそう言つておりますし、私が組閣以来も機会あるごとに言つております。核兵器、核武装はいたしません。

○石山委員 今回の防衛二法の改正につきまして、一方では自衛隊の幹部が、十三個師団編成は治安の問題に大へんに關係があるといふ発言を行なつております。そうすると今度の防衛二法というものは、外に向けられるべき十萬を日本の国内に向けられるような底意のある防衛二法の改正になる。先ごろ私どもの石橋委員が十一日の委員会では質問した場合には、これは防衛庁長官は取り消しをなさつておられるのですが、しかしその前段としてこういうことを長官はおっしゃつておられるわけなんです、つまりウェイトがかかりつつあるという表現を使つておられます。しかし統幕長の発言はやや行き過ぎの感があるといふふうには訂正してありますが、この自衛隊を治安と間接侵略と結びつけて、ウェイトがかかりつつあるという表現は、われわれとしましては聞き捨てならない軍の移り変わりだと思ふ。われわれは憲法に否定されている自衛隊がある程度今日まで成長してきたといふのは、われわれの身辺を守つてくれる、国を守つてくれるといふふうなイメージに抱かれて育つてきたと思ふのです。それが今度逆に、治安維持のために出動を敏速可能にするために、一個師団の火力は落とすとしても自衛隊を十三個師団に編成がえを行なうといふことになれば、これは外に向けられる銃眼が国民に向けられるといつても過言でないような現象がおのずから生まれるわけですが、その点に關しましては長官の御意見もお聞きしたい

し、総理大臣の御意見も伺いたひのでございまして。

○西村国務大臣 杉田壽儔長の発言が中心でありますから、さしあたり私からちよつと答弁させていただきます。杉田壽儔長が暮れに、自衛隊は治安部隊として、というような表現が新聞その他に載りました。そこで私どもとしては閣僚として、これは自衛隊本来の任務が変わつたものではない、発言の内容が、少しとられ方がよいと思います。表現のされ方が少し激しく出たのではないかとはいふうちに訂正をしております。ただいま出しております十三個師団編成の目的は、もう申し上げるまでもなく大きな部隊を小型化して機動力を与へ、効率を上げる、その点は御了解願ふと思ひます。その目的は何かといへば、やはり自衛隊の本来の任務に変わりはございせん。直接侵略と間接侵略、それから同時に警察の後方支援として、警察力を失つた場合における国内治安の維持というふうなものがこの目的でございます。ただ先般石橋委員から御質問がありました場合には、従来の安全保障条約におきましては間接の内乱事項がございまして、それが削除になつておりますから、間接侵略も一応日本の本来の単独の任務でございます。そこで従来の自衛隊を間接侵略にも多少ウェイトを置いて考へていくことは、これは私も正直に認めます。こう石橋委員にお答えした次第でございます。経過を申し上げました。

○池田(男)国務大臣 防衛庁長官がお答えした通りでございます。

○石山委員 池田首相、間接侵略の問題につきましては、これは人のことだ

というふうにお考えになるだろうと思
うのですが、われわれ社会党、私など
は、間接侵略という言葉は他国のせい
ではないと思つています。全くその起
る原因は、日本の場合なら日本の国
内における政治的責任に由来するも
のではないかと思う。たとえば経済の不
安定というふうなものにつけ込まれ
て、いろいろな問題が起るものでご
ざいますから、間接侵略を非常に重点
的に考えるとするならば、時の政府の
権力に異議を申し立てる人たを、間
接侵略という名前で自衛隊をもつて弾
圧するという姿が、おのずから生まれ
ると思うのです。私はその点は十分に
お考え願いたいと思う。それから国民
のかんりの数の反対を押し切つて、特
定の軍事ブロックに国が加担をし、お
先棒をかついだような現象が起きた場
合においては、国民はその不合理性
に対し反対の行動を起こす。これを自衛
隊によつて、治安維持の名のもとに弾
圧するとするならば、これは時の政治
の責任だと私は思うのです。池田首相
は、よもやそういうことはやらないだ
ろうと私は思うけれども、この治安の
ために数多く出動をなすようになりま
すと、軍事力を背景にした軍部の発言
が強化される。あるいは、これは東南
アジアその他に見るのでありますが、
軍事力を背景とした革命が行なわれる
という場面が招来されるのです。です
から私のお聞きしたい点は、治安のた
めに出動する軍隊に対しては、事前
に国会の承認を得るという形式を踏
むのが、この場合より正しくして現実
に合うのではないかと思ひますが、そ
れに対する総理の御意見を伺いたい。

○池田(勇)国務大臣 間接侵略の定義
についてはいろいろ説がございます
が、これは外国の使職によつて起る
ものと私どもは心得ております。従
いまして、間接侵略によります暴動そ
他のことが起こつた場合には、これは
やはり防衛庁設置法あるいは自衛隊法
の規定によつてやるべきであると考
えております。従ひましてできれば事
前にそれができない場合には事後に国会
にお諮りするにしようと思ひます。

○石山委員 たとえば自衛隊をば出動
させるなどといういわゆる事変の起
ることは、かなりの問題がひそんで長
い時間をかけて成熟して、そうして時
の権力に対して反抗するような行動に
なるのでございまして、決して突発
的に起る問題ではないだらうと思ひ
ます。ですから努めてという言葉より
も、むしろ私などに言わせるならば自
衛隊法をば改正いたしまして、治安出
動の場合には国会の事前の承認を得る
というくらい表現が必要なのではない
かというふうにお考えをしておるわけ
です。これは自衛隊のためにも大切な事項で
はないか。われわれから見れば、軍部の
ファッショあるいは革命形式の一つと
して、そういうことが起り得ること
であれば未然に防ぐ、こういうことにな
りしないかと思ひます。私は総理の
強い言葉をいただくと思ひます。

○池田(勇)国務大臣 間接侵略でなし
に、純然たる内乱の原因によつて起
ります内乱、これも事前にわかること
なな方は断定されますが、必ずしも歴
史はそうではございませんまい。従ひま
して初めからわかれば国会の承認を得
ることにまいしやうが、わからない
場合がある。こういう場合においては
事後に承認を受けることに相なつてお
るのであります。従ひまして治安出動
なども、よほど慎重に国民の名にお
いてやるような制限がつけ加えてあるこ
とは御承知の通りであります。

○石山委員 今度の自衛隊二法を見ま
しても、政府の腹としては漸増の考
えをば捨てないと思ひます。漸増とい
ふと願つておるようであります。そう
しますと私たちが現に心配しておるの
は、池田内閣が掲げておるところの、
もの珍らしい所得倍増論でございませ
う。それとの関係は一体どういふふう
になるだらうかというふうに私たちは考
えるわけでございまして。今まで日本
の業の基調をなしてきたのはアメリカ
の景気だろつと思つております。アメ
リカの景気がかなり日本の産業成長の
柱をなしてきたと見ております。その
頼みとするアメリカがかなり経済的に
不安の様相を呈してきておる。しかし
日本の防衛力は漸増しなければなら
ない。期待援助額にかなりのそれこそ
ウェットをかけた、第二次計画をば推
進していくだらうと想定されるだけ、
アメリカの期待額が薄くなれば、それ
だけ国民の負担にはね返ってくるので
はないか。池田内閣にとりまして、所
得倍増はどこまでも遂行する。しかし
基幹をなす国防力の充実もはかる、こ
ういふふうな二つは、一体並べ通して
いけるめどを持つてゐるのでございま
しうか。それと今度の第二次五カ
年計画は、日本の産業の成長等とから
み合はせて、現在より大きくできない
のだ、むしろ編隊がえをして、縮小の
という言葉がもしお気に召さないとす
れば、体質改善でもよろしい、金のか
からないうような傾向をつかむ。池田さ
んは二つ並べてどこまでも持つていこ

うというお考えでございしますか。

○池田(勇)国務大臣 自衛力は漸増し
なければならぬというのではないの
でございませう。国力の増大、国民生活
の向上とらみ合はせて、そして漸増し
たいと言つてゐる。国力がどんなにな
らうと防衛力を漸増しなければなら
ないという考え方はないのでございま
す。だから私はこの二つは両立すると
考へております。

○石山委員 そうすると第二次五カ
年計画というものは、融通無碍のもの
というふうには解釈をしてよろしいか。
今年は千七百億使が、来年景気が悪
ければ千二百億に削つてしまふとい
う、融通無碍な態勢をとつていくとい
う建前で、第二次五カ年計画をば計画
なさつてゐるのか。

○池田(勇)国務大臣 その経済の発展
というものは、そのときによつて違ひ
ます。しかし基調というものはやはり
す。だから第二次五カ年計画という
のは、そういう経済の発展の基調を見
通して一応立てるわけでございませ
う。しかし一応計画は立てても、そう
いうことはないと私は確信してありま
すが、もし景気が非常に不調であると
いう場合におきましては、年度々々
におきまして、計画による分を改訂す
ることもあり得ましよう。その点は国会
の御審議をいただいて行なうことにす
るわけであります。

○石山委員 経済問題に關しまして
は、池田さんの方が先輩だと言われ
ておりますから、私も言ひにくいので
ございませうけれども、経済の成長が自衛
力と並立をしていく。しかしあなたは
どこまでも経済の所期の目的の高度成
長をばお考えになつてゐると思ひま
す。そういう場合において、私は自衛
力はやはり日米安保条約等の關係が
あつて、なかなかその年度における経
済の問題だけで、今度は縮小します。
体質改善をいたします、というふう
にはなり切れないと思ひます。そうし
た場合には、私たちが過去の歴史に見
るの、国家の財政投資の仕方ござい
ます。今池田内閣はかなり公共投資
をなさつておいでになります。独占企
業にもかなりの投資をなさつておる。
しかしこれが、アメリカの不安がそ
のまま現われまして、所期の目的を達
しないと思ひます。あなたが描いてい
ます高度な成長は遂げられないと思ひ
ます。そうしますと、私たちがかつて
清。日露以後に見てゐるところのい
ゆる軍事費の増額によつて、防衛産業
の繁栄をもたらして、それに関連する
ところの産業の繁栄をばはかる、こう
いうことを行なつて、軍備を増強し、増
強された軍備にわれわれは押しつづ
れてしまつたという歴史を持つてお
る。ですから、あなたのお考えにな
つてゐる経済の成長を推し進めていく
という場合には、日本経済の高度の発展
という中には、国民生活の安定を犠牲に
しない、国民生活の個々の一人々々の
生活の向上を守る、こういう建前に立
たないと、とんでもない誤算が起き、
われわれがかつて歴史に知つてゐる
ところの――私など、ここにいるたく
さんの同志の人々は、みんなお互いさ
ま苦い戦争の経験を持つてゐるわけ
ですから、そういうことにならないよう
にしなければならぬのですが、あなた
の投資の考え方、たとえば公共投資が
行き詰まつたら、産業の発展のためには

防衛力にもっと力を入れて過去の歴史を活用する、こういうふうなお考えになるのではないかと、このように私には危惧しているのです。その点は、どういふふうになって、たとえば高度の成長がとまった場合、何によってそれを挽回なさるうとしておられるか、この際お聞かせ願いたいと思います。

○池田(勇)國務大臣 先ほど防衛力漸増につきましてお話を申し上げた通りでございます。そのときも申し上げましたが、国力の伸張と国民生活の安定、向上と見合いながら漸増を行なっていくという方針でございます。国民生活の安定、向上を犠牲にして、自衛隊の増強をはかるといふことはいたしません。それは今の国民の観念からいっても、政治体制からいっても、それはもう十分おわかりいただけると思います。

○石山委員 経済成長発展のために、防衛力の観点から見ても、国民の民生安定を第一にするという確信を池田総理がなさったと私は受け取ります。次にお伺いしたい点は、このように大きくなった自衛隊、これは軍隊でないと戦力を放棄したとか言っておりますが、大きくなった。それに防衛年鑑、防衛庁が関係してられる防衛年鑑、この中にこういうことが書かれているわけですね。その冒頭を読み上げますと、「占領のおとし子といわれた警察予備隊も充足以来、もう十一周年を迎えた自衛隊に対して国内では依然として違憲論が根強い。しかし、国際的には、いつの間にか立派に軍隊でとっている。」こう言っております。そして第二次計画が行なわれようとしてお

る。いろいろな言葉が最近出ております。日陰の花という言葉も一つの言葉でございます。それから誇りなき卑屈感という言葉が隊員の中にあるというふうな言葉も言われております。それが今までは私たちが目をつぶるということもできたでしょうが、目をつぶっても巨大な姿で浮かんできたのが今の自衛隊の姿でございます。しかもこの自衛隊が治安出動をひんぱんに行なうような構想を示しておる。こうした場合に、今のままで自衛隊を日陰の花だとか、あるいは誇りなき卑屈感などという言葉を目をつぶって、第二増強計画をばなさるうとするのか、それともこの際何とか方法を変えて、誇りある考え方をば自衛隊員に植え付けるような方便を講ずるといふことを考えているのか、この点をば総理に伺いたい。

○池田(勇)國務大臣 私は自衛隊の任務は国土防衛でございます。何ら憲法に違反するものではないと確信いたしておるのであります。従いましてこういう大切な自衛隊を、日陰者とかなんと思われまいように、われわれ政治家自身がやっていたいかなければならぬ、こういう考えのもとに、先ほど保科委員にお答えした通りに、私は国民に愛されるべき、なくてはならない自衛隊といふことを宣伝と申します。国民にわかつていただくように努力を続けて、いきたいと思っております。

○石山委員 池田首相、それは精神の問題でしょう。しかし私の言っているのは組織上から見た、いわゆる国家機関から見た、巨大な、膨大な組織の自衛隊を言っているのです。こればかり

にも違憲のそしりを受けているようであるとするならば、大へんなこととなるのではないかと。ですから私は政府でこの組織上、国家機関上膨大になった自衛隊に対して、精神上の解決策ではもうだめです。実際の組織上の解決策の生まれぬ以上は、これ以上増大してはいけぬのじやないか。黙っておりますとわれわれは仮想敵国を作り、仮想敵国よりも優位な武力を持ちたいといふのが念願なのでございます。それからとすると保守党はそのまま遂行していく。社会党が常々言うところの平和建設隊として自衛隊をば縮小すべし、こういうふうな意見は皆さんの前には耳を傾けさせる段階に至っていないけれども、これ以上大きくしないという努力をこの際政府が行なわないで、あらゆるものにいろいろ不安を持って、危惧のある、それを解決しない、在来通りのやり方で自衛隊をば増強なさるといふことは、はなはだもって不安をば増大するといふことになるのではないかと、不合理性をば増大するといふことになるのではないかと、不健全な財政をば多額に投資するといふ形になるのではないかと、こういうふうに思うのですが、池田首相の場合の精神訓話では、私は納得できません。組織上に対して、西村長官でもよろしいし、この問題は首相がじかに答えるべきが当然だと私は思うのですが、御意見をば承りたい。

○池田(勇)國務大臣 自衛隊が必要であり、違憲でないといふことは、国会でもうたびたび論議せられて、多数の承認を得ておるのであります。自衛隊法あるいは防衛庁設置法が厳然としてあるのであります。ただ問題は、思想

的に違つた方々がこれに對しましていろいろ批判を加えられることも、これは民主主義の立場からいへばやむを得ない。しかしわれわれは国民の、国家の意思によつてこれが定められておるということも事実でございます。従いましてその事実をもとにして、同じような考え方になるよう努力を続けていく。それにはここで議論されることもよろしゅうございまして、政治家として心がまえの問題をPRすること、いい、両方面からやっていくべきだと考えます。

○久野委員長 石山君に申し上げますが、お約束の時間が参りましたので、質問を簡潔にお願いします。

○石山委員 これで終わります。私は首相に、反対派の一人としてお話を申し上げるよりも、この際国民の一人として言っているのでございます。たとえば旧職業軍人と一般隊員の給与の関係等からしてもいろいろ問題がある、治安出動の場合にも問題がある、経済に見合つたところの漸増計画といふものにも問題がある。もちろん憲法に関しては池田首相は違憲でないといふようにおっしゃっておられるけれども、憲法学者の多数はこれまた違憲であるといふふうに断定をしておる、こういうような場合にその問題を解決しないで増強をなさるといふことは、不合理性と不安、危惧といふものを増大した形に通過するのではないのでしょうか。そうしてこの不安、危惧、不満の増大がなされた場合において、間接侵略だからといって治安出動をなさるといふこと、ファッショのお手先をば勤める。手先

を勤めるのが池田内閣となりそうでございます。ですからそういうことにならないように、その問題が解決されるように、解決しないうちは防衛力をば増強しないように工夫なさつてくれるのが、私は政治の本旨であり、政治家の任務だ、こういうふうな考えで、またいづれこの問題については質問する機会があるだろうと思ひますけれども、長官も一十分は御研究なさつていただいて、われわれが納得のいくような防衛隊増強に對しての説明をしていただきたい、性格をば説明をしていただきたいといふふうに要望しておきます。これで終わります。

○山内委員 次の山内広君。非常なショックを与えられたことは、私一人ではないと思ひます。国境だ、戦力だといふ争つてゐることがいかにか意味のないものになつたかといふことは、桜の花が一夜で雨にぬれて色があせた以上に、私は意味のないものになつてしまつたと思ひかけてあります。けれども政治は現実でありますし、そういう感傷に浸つておるわけにも参りませんので、感情を殺して、これからしばらく国防会議の議長である総理のおいでがおりますので、二、三お尋ねしておきたいと思ひかけてあります。

実は議案の問題に觸れる前に、これは同僚の諸君には御迷惑と思ひますが、問題でお尋ねしておく必要を感じます。一つは議会の構成が変わつたといふことでもあり、新しい議員は活字の上ではいろいろ政府の所信も承知しておりますけれども、この際基本的な

のを確認しておきたいと思うわけであり
ます。

その第一は、憲法の九条、特にあの
第二項の問題は、いろいろな角度から
議論し尽くされた問題ではありますけ
れども、さきに申しましたような理由
から、政府の最終的な統一見解を
まずお聞きしておきます。

○林(修)政府委員 法律的な問題でござ
いますから、私からお答えいたします
。従来政府としてこの解釈は憲法第
九条第一項——まず第一項でございま
すが、第一項は御承知の通りに、国際
紛争を解決する手段として、戦争ある
いは武力の行使あるいは武力による威
嚇は永久に放棄する、こう書いてある
わけでありまして、これは従来からの解
釈として「国際紛争を解決する手段と
して」というのが、やはりある国際紛
争を自国に武力をもって有利に解決す
る、そういうことを意味するものであ
つて、国が他国から不当不正な侵略
を受けた場合に、これを自衛するとい
う意味の自衛権を否定するものではな
い、かように考えられておるわけでござ
います。また自衛権がある以上は、
その自衛権の範囲内において、他国の
侵略を排除するための自衛行動という
ものも否定するものではない、かよう
に考えております。そこで第二項の問題
になるわけでございまして、「前項
の目的を達するため、陸海空軍その他
の戦力は、これを保持しない。」この
意味になるわけでございまして、ここ
において保持しないと言っております
戦力とは何かということになるわけで
ございまして、これにつきましては、
戦力という言葉につきましても、い
ろんな解釈、単純な言葉だけの意味で

申せば、いろいろな意味づけはあり得
ると思ひます。最も単純素朴に言え
ば、戦いに役立つ力ということに
いわれる警察力のごときもこれに入る
というところになってくるかと思ひま
す。しかし憲法九条第二項はそういう趣
旨ではなからう。やはり第一項と関連
づけて規定されております以上は、第
一項で自衛権は放棄しておらない、あ
るいはそのために自衛権の範囲内にお
ける行動は認められておる、こういう
ことから申せば、その裏づけとしての
自衛のために必要な最小限度におい
て、その自衛のために必要な実力を持
つことは、憲法九条第二項で禁止されて
いるいわゆる戦力に入らない、かように
考えるべきだというのが従来からの解
釈でございます。

その次に「国の交戦権は、これを認
めない。」という規定もございまして
が、これにつきましても、一項で自衛
権は放棄してはならない、交戦権がな
いのだから、他国から侵略を受けても
抵抗できないのではないかと御議論
論もありまされども、この点は憲法
議會以来一貫して、この交戦権という
ものはそういう意味ではない。戦時に
おいて交戦国が国際法上認められてお
るいろいろな権利、占領地行政あるい
は中立国の船舶の捕獲とか、そういう
権利の集大成をいうのであつて、そう
いうものは日本は国際法的には持つて
おると思ひますけれども、国内法的に
は憲法で否定されておる。従ひまして
そういうものは認められない。しかし
他国の侵略に対して自国を守る意味に
おいて抵抗するということとは、ここ
で言う交戦権の放棄とは関係ないのだ、
かように解釈してあるわけでございま
す。

○山内委員 条文に対する解釈の御見
解は、大体そうであらうと私も書類を
通じて承知しておいたわけでありま
す、これは了承いたします。もちろん
これについての解釈には私なりの意見
はありますけれども、今ここでは申し
上げないことにいたしたいと思ひま
す。

そこで今お話の出ました憲法で否定
されておる戦力と、否定されてない
自衛権の関係は、具体的にどうい
うことなのか、自衛の三原則ということ
も、先ずから聞いてはおりますけれど
も、こういうことについてはつきりと
御明示いただきたいと思ひます。

○林(修)政府委員 いわゆる自衛力と
申しますか、単に自衛力と申せば、こ
こでわれわれが考えております九条二
項で否定されておらない自衛力とい
うものは、やはり自衛のために必要最
小限度の実力、かように考えているわ
けでございます。つまり自衛という点に
しほつて考えれば、日本の国との関連
において、周辺の国より数倍する実力
を持つては自衛は最も完全に遂行し得
ることは、これは常識上はそうだろう
と思ひます。しかし憲法はそういう趣旨
は認めておらない。これはそういう大
きな実力を持つことが過去において非
常に悪用されて、日本の国民を非常に
悲惨な運命に陥れたということから、
そういうことは認めない。しかし他面
において独立国である以上、自衛権を
否定することはあり得ない、自衛権は
ある。しかしその両者をかみ合わせま
して、日本として持ち得る、九条二項
で否定されておらない限度は、自衛の
ために必要な最小限度ということに考

えてあるわけでありまして、それを越え
るものは九条二項でいう禁止された戦
力に当たる、かように考えるわけであ
ります。その限界につきましても、こ
れは今申し上げたのは抽象的な考え方
でありまして、具体的にそのときど
きの国際情勢、国際環境できめていく
ほかはないものと思ひます。これは毎
年度の予算等において国会で御議論に
なりまして、はたしてこれが自衛のた
めに必要な最小限度を越えるものや
いなやということ、そのときどきに
いて御判定になっていくもの、かよう
に考えます。

○山内委員 ただいまの回答は法制的
な立場からの御回答でありますけれど
も、それはけっこうでございますか
ら……、これは総理なり長官の方か
ら、実質的に、具体的にどうい
うに境界を置いておるのか。もちろ
んに境界を置いておるのか。もちろん
最小限度という、この最小の意味であ
ります。たとえばこの前から出ており
ます国民所得の二割ぐらいは当然だ
という御回答もありません。そうすると
何%以上をこえた場合には、これは戦
力と見ざるを得ないだろうか。あるい
はまた、予算の問題は今申しした通り
でありますけれども、今度出されてお
ります案は、自衛隊員を二十六万八千
三百三十三名という、これに予備自衛
隊員一万七千を含む提案をされてお
るわけでありまして、非常に膨大な人
数があるわけでありまして、これが一
体どの程度までふくれ上れば最小限
度を越えるのか、これはもちろん今
の時点の御判断よりできないと思ひ
ます。将来まで……、そういうこと
も、深く考えればその基礎になる国際
情勢とか、いろいろなることと思ひま
すけれども、そこまで深入りせぬでも、
自衛隊はどの限度を最小限度と考
えておるか、この点最初、ミサイル
を持つことはもう自衛の範囲を越え
るという、前のどなたかの総理のとき
の説明もあつたように、書類には出
ておるわけでありまして、しかしい
つこの間に、それもおそろしく、
委員会では、長官も核武装は絶対
と、非常に色をなしてこの点は言
明されておるわけでありまして、
ミサイルまではいないが、核武装
を持つことをもって戦力になってしま
う、そういうふうな一つの境界を考
えておるのか、この点の具体的な話
を総理なり長官からお聞きしたい
と思ひます。

○西村国務大臣 戦力と自衛力の具
体的な境界というものは、必ずしも
一口には言えないと思ひます。これ
はただいま法制局長官からも答
弁がありまして、自衛といふことは、
相手をいろいろ考え、また周辺
の様子を考慮する、と同時に、その
起る戦争の形態でございます。ある
いは戦争の起るころの兵器の
様相、進歩の状況、これらともあ
わせて考えていかなければならぬ
し、一面において国内における
経済はもちろん、民生はもちろ
ん、国全体の安全というものも考
えて参らなければなりません。そこ
を考へて参りました場合に、私ども
は現在自衛力では国土の安全とい
うに不十分である、これをやはり増
強しなければならぬという観点に
は立っております。しかしながらこ
れをまた国全体の経済力あるいは
民生安定、国土建設その他の面と
かみ合わせての漸増

れども、そこまで深入りせぬでも、
自衛隊はどの限度を最小限度と考
えておるか、この点最初、ミサイル
を持つことはもう自衛の範囲を越
えるという、前のどなたかの総理
の説明もあつたように、書類には
出ておるわけでありまして、しか
しいつこの間に、それもおそろし
く、委員会では、長官も核武装は
絶対と、非常に色をなしてこの点
は言明されておるわけでありまし
て、ミサイルまではいないが、核
武装を持つことをもって戦力にな
ってしまう、そういうふうな一つ
の境界を考へておるのか、この点
の具体的な話を総理なり長官から
お聞きしたいと思ひます。

主義をとつておる。従つて当面予算を通し、同時に法案を通して、国会において民主的に十分その内容は御検討願つて、国会の意思をきめていただきたい、こういう趣旨でやつておる次第でございます。

○山内委員　そういう御回答であれば、何もあらためてこういうことをお聞きする必要もないわけであります。国民は今自衛隊がどんどん大きくなつていくことに對して、かりに自衛隊の存在を驚める人であっても、一つの不安を感じておる。それは限界がわからぬから……。実は十一日の委員会であつたと思ひますけれども、私どもの方の石橋さんから、具体的な例で質問がありました。それはロケットで日本が侵略を受けた場合にどうして防ぐのだ、そのときに、防衛局長であつたと思ひますが、こういう回答をしておりまして、防ぎようがない、だから外敵に對してはアメリカに、野球でいへば外野の役割を果たしてもらふ、日本は内野だけなんだ。そのことは非常にふざけた御答弁のように思ひました。しかし考へてみると、これは正直なことを率直に認められておる。私はむしろその答弁に好意を持った。要するにお手上げなんだ。そこで関連質問に立つた飛鳥田委員が、それでは外野の役割を与えられたアメリカは、敵のロケットに對してどういふ防衛の方法を講じ、力を持つておるのかということを追つたら、これには回答がなかったはずである。直接侵略を受けた場合には防衛するのが自衛隊の任務であると言つておる。お手上げして何の自衛ですか。そこを私は聞きたい。このことは私少し意見になりますけれども、もうこうい

う兵器がどんどん発達してきた。シビヤナ兵器は秘密裏にどんどん各国で作つておるといふ報道もある。大陸間弾道弾がどんどん飛ばされてくる。モスクワ・ニューヨーク八千キロを三十分で飛んでくる。飛鳥田氏の意見であれば、樺太にかりにあつたとすれば、これはあると報道されておると言つておられますけれども、数秒で日本に來るではないか。それをどうして防げるか。防ぎようがないじゃないか。これだけ兵器が進歩した。劈頭に申しました通り、あのゆうべのニュースを見ても、もう日本のミサイルだけでは守れないというのが本音ではないでしょうか。言葉を返して言えば、核武装も余儀ないのだ。長官は、あるいは総理も先ほど采否定されておりますが、これはもう常識の限界になつてきたと思ふのです。ほんとうに直接侵略を守らうと思へば、そこまでいかなければ抵抗ができないところになつておる。けれども日本の憲法はそれを許さない。これは西村さんではございませんでしたけれども、前の長官が、自衛本能は憲法以前のものだということをお新聞に書いておつた。憲法を無視して何でもやつていいということとは、もちろん内容を読んでも、そういうことを言つておられるわけではないけれども、このことはここにさらされる西村さんも、これは新聞で見たのでわかりませんけれども、小さい記事ではありましたが、自衛の範囲を出なければ小型の核武装はやむを得ないのじゃないか。言つた言わぬを私ここで問答しようとは思はない。しかしおそらく防衛の任にある長官以下の腹の底では、そこまでお考えになつておるのではない

か、そのことを国民は非常に心配しておる。あらためて核兵器についての長官の御見解をお聞きしておきたい。

○西村國務大臣　先般の委員会で飛鳥田委員から、ソ連が樺太からミサイル攻撃を日本にかけた場合どうか、こういう御質問がありました。この設問自体が、私必ずしもそういうことがあり得るとは考えられませんが、また想像もいたしたくはないのでありますが、しかし現実にはそういう事態があつたと考えた場合においては、おそらくただ端的にぼんと樺太からミサイルが飛んでくるのではなく、全面戦争の様相のもとにおいて行なわれる、こう考へて

原子力基本法によつてびつたり、平和利用として押えられておる一点がございします。それから私が憲法解釈で言つたのは、法理上純粹にこの理論に立つていへば、あるいは小型が防衛的なものであります場合にござましては、絶対にいけなかつたとは解しては、絶對にいけなかつたとは解しては、絶對に一応出たのであります。現在の憲法のもとにおいては、核装備は一応ただ政策としてとらなかつたというだけでは、原子力基本法、また憲法の解釈、これらから考へて、攻撃的な意味における核武装はあり得ない、こういうふう

憲法で絶対に禁止しているか、そうまでは私は自衛のために言い切れないと思ひます。しかし政策としても、また国の法律としても、はつきり原子力基本法なり何なりで制御されております。また政府としてもそういう決意をずつと述べております。ですから憲法上純粹の解釈としては、そういう解釈も成り立つのではないかと。絶対に核というものを憲法が正面から全部禁止しておるといふふうには解釈できない、こういう意味であります。

か、そのことを国民は非常に心配しておる。あらためて核兵器についての長官の御見解をお聞きしておきたい。

○西村國務大臣　先般の委員会で飛鳥田委員から、ソ連が樺太からミサイル攻撃を日本にかけた場合どうか、こういう御質問がありました。この設問自体が、私必ずしもそういうことがあり得るとは考えられませんが、また想像もいたしたくはないのでありますが、しかし現実にはそういう事態があつたと考えた場合においては、おそらくただ端的にぼんと樺太からミサイルが飛んでくるのではなく、全面戦争の様相のもとにおいて行なわれる、こう考へて

原子力基本法によつてびつたり、平和利用として押えられておる一点がございします。それから私が憲法解釈で言つたのは、法理上純粹にこの理論に立つていへば、あるいは小型が防衛的なものであります場合にござましては、絶対にいけなかつたとは解しては、絶對にいけなかつたとは解しては、絶對に一応出たのであります。現在の憲法のもとにおいては、核装備は一応ただ政策としてとらなかつたというだけでは、原子力基本法、また憲法の解釈、これらから考へて、攻撃的な意味における核武装はあり得ない、こういうふう

憲法で絶対に禁止しているか、そうまでは私は自衛のために言い切れないと思ひます。しかし政策としても、また国の法律としても、はつきり原子力基本法なり何なりで制御されております。また政府としてもそういう決意をずつと述べております。ですから憲法上純粹の解釈としては、そういう解釈も成り立つのではないかと。絶対に核というものを憲法が正面から全部禁止しておるといふふうには解釈できない、こういう意味であります。

憲法で絶対に禁止しているか、そうまでは私は自衛のために言い切れないと思ひます。しかし政策としても、また国の法律としても、はつきり原子力基本法なり何なりで制御されております。また政府としてもそういう決意をずつと述べております。ですから憲法上純粹の解釈としては、そういう解釈も成り立つのではないかと。絶対に核というものを憲法が正面から全部禁止しておるといふふうには解釈できない、こういう意味であります。

か、そのことを国民は非常に心配しておる。あらためて核兵器についての長官の御見解をお聞きしておきたい。

○西村國務大臣　先般の委員会で飛鳥田委員から、ソ連が樺太からミサイル攻撃を日本にかけた場合どうか、こういう御質問がありました。この設問自体が、私必ずしもそういうことがあり得るとは考えられませんが、また想像もいたしたくはないのでありますが、しかし現実にはそういう事態があつたと考えた場合においては、おそらくただ端的にぼんと樺太からミサイルが飛んでくるのではなく、全面戦争の様相のもとにおいて行なわれる、こう考へて

原子力基本法によつてびつたり、平和利用として押えられておる一点がございします。それから私が憲法解釈で言つたのは、法理上純粹にこの理論に立つていへば、あるいは小型が防衛的なものであります場合にござましては、絶対にいけなかつたとは解しては、絶對にいけなかつたとは解しては、絶對に一応出たのであります。現在の憲法のもとにおいては、核装備は一応ただ政策としてとらなかつたというだけでは、原子力基本法、また憲法の解釈、これらから考へて、攻撃的な意味における核武装はあり得ない、こういうふう

憲法で絶対に禁止しているか、そうまでは私は自衛のために言い切れないと思ひます。しかし政策としても、また国の法律としても、はつきり原子力基本法なり何なりで制御されております。また政府としてもそういう決意をずつと述べております。ですから憲法上純粹の解釈としては、そういう解釈も成り立つのではないかと。絶対に核というものを憲法が正面から全部禁止しておるといふふうには解釈できない、こういう意味であります。

憲法で絶対に禁止しているか、そうまでは私は自衛のために言い切れないと思ひます。しかし政策としても、また国の法律としても、はつきり原子力基本法なり何なりで制御されております。また政府としてもそういう決意をずつと述べております。ですから憲法上純粹の解釈としては、そういう解釈も成り立つのではないかと。絶対に核というものを憲法が正面から全部禁止しておるといふふうには解釈できない、こういう意味であります。

か、そのことを国民は非常に心配しておる。あらためて核兵器についての長官の御見解をお聞きしておきたい。

○西村國務大臣　先般の委員会で飛鳥田委員から、ソ連が樺太からミサイル攻撃を日本にかけた場合どうか、こういう御質問がありました。この設問自体が、私必ずしもそういうことがあり得るとは考えられませんが、また想像もいたしたくはないのでありますが、しかし現実にはそういう事態があつたと考えた場合においては、おそらくただ端的にぼんと樺太からミサイルが飛んでくるのではなく、全面戦争の様相のもとにおいて行なわれる、こう考へて

原子力基本法によつてびつたり、平和利用として押えられておる一点がございします。それから私が憲法解釈で言つたのは、法理上純粹にこの理論に立つていへば、あるいは小型が防衛的なものであります場合にござましては、絶対にいけなかつたとは解しては、絶對にいけなかつたとは解しては、絶對に一応出たのであります。現在の憲法のもとにおいては、核装備は一応ただ政策としてとらなかつたというだけでは、原子力基本法、また憲法の解釈、これらから考へて、攻撃的な意味における核武装はあり得ない、こういうふう

憲法で絶対に禁止しているか、そうまでは私は自衛のために言い切れないと思ひます。しかし政策としても、また国の法律としても、はつきり原子力基本法なり何なりで制御されております。また政府としてもそういう決意をずつと述べております。ですから憲法上純粹の解釈としては、そういう解釈も成り立つのではないかと。絶対に核というものを憲法が正面から全部禁止しておるといふふうには解釈できない、こういう意味であります。

憲法で絶対に禁止しているか、そうまでは私は自衛のために言い切れないと思ひます。しかし政策としても、また国の法律としても、はつきり原子力基本法なり何なりで制御されております。また政府としてもそういう決意をずつと述べております。ですから憲法上純粹の解釈としては、そういう解釈も成り立つのではないかと。絶対に核というものを憲法が正面から全部禁止しておるといふふうには解釈できない、こういう意味であります。

か、そのことを国民は非常に心配しておる。あらためて核兵器についての長官の御見解をお聞きしておきたい。

○西村國務大臣　先般の委員会で飛鳥田委員から、ソ連が樺太からミサイル攻撃を日本にかけた場合どうか、こういう御質問がありました。この設問自体が、私必ずしもそういうことがあり得るとは考えられませんが、また想像もいたしたくはないのでありますが、しかし現実にはそういう事態があつたと考えた場合においては、おそらくただ端的にぼんと樺太からミサイルが飛んでくるのではなく、全面戦争の様相のもとにおいて行なわれる、こう考へて

原子力基本法によつてびつたり、平和利用として押えられておる一点がございします。それから私が憲法解釈で言つたのは、法理上純粹にこの理論に立つていへば、あるいは小型が防衛的なものであります場合にござましては、絶対にいけなかつたとは解しては、絶對にいけなかつたとは解しては、絶對に一応出たのであります。現在の憲法のもとにおいては、核装備は一応ただ政策としてとらなかつたというだけでは、原子力基本法、また憲法の解釈、これらから考へて、攻撃的な意味における核武装はあり得ない、こういうふう

憲法で絶対に禁止しているか、そうまでは私は自衛のために言い切れないと思ひます。しかし政策としても、また国の法律としても、はつきり原子力基本法なり何なりで制御されております。また政府としてもそういう決意をずつと述べております。ですから憲法上純粹の解釈としては、そういう解釈も成り立つのではないかと。絶対に核というものを憲法が正面から全部禁止しておるといふふうには解釈できない、こういう意味であります。

憲法で絶対に禁止しているか、そうまでは私は自衛のために言い切れないと思ひます。しかし政策としても、また国の法律としても、はつきり原子力基本法なり何なりで制御されております。また政府としてもそういう決意をずつと述べております。ですから憲法上純粹の解釈としては、そういう解釈も成り立つのではないかと。絶対に核というものを憲法が正面から全部禁止しておるといふふうには解釈できない、こういう意味であります。

従つて御心配のような点は私はないと確信いたします。(「あつたとしたらどうする」と呼ぶ者あり)もしあつたにいたしましても、先ほど申し上げた通り、私は国民に約束しておるのでございます。この約束を破ることはないと思います。

○山内委員 総理のはつきりした国民に対する約束は、一応聞いておきます。しかし総理が渡米されますと、前においでになったときも、お帰りになつたときのおみやげは必ずしも国民の喜ぶものばかりではない。特に今回はいろいろ国内の事情も考え、国際情勢もある中で、アメリカに行つて、さてお帰りになつて、みやげを国民の前であけてみたら、急に国民全部がしらがになるような、浦島太郎のあの玉手箱のようなおみやげだけは絶対にお待ち帰りにならぬように、あわせて希望しておきます。

ではその次に、これは前に石山委員が触れたことなんでしょうけれども、ちよつとここで私からもあわせて確認しておきたいと思うのであります。それは十三個師団の編成がえの意図するところでありまして、いろいろ御説明があつたわけでありまして、けれども自衛隊が発表いたしました問題の治安行動編制草案ですが、あの内容を新聞で拝見いたしましたも、どうして国民の目は何かしら統がこつちに向いてきた、同胞相はむような残酷な時代がくるのではないか、そういう非常な危機の念を抱くわけでありまして。特に今度の配置転換を見ますと、今まで北海道、九州といったあつた離れた土地から、今度は関西、中央といった工場地帯にその主力が移動

してくる、そういうことで非常な疑惑を持つのは国民として当然だと思ひます。先ほどもちよつと防衛局長の先般の説明を引用して申し上げたのでありますけれども、内部にほこ先が向かつてきた、こういうことで、私もこの十三個師団編成の真意というものをどうしても理解することができない。もう一ぺん、先ほどいろいろ制限はつけられるようなことを言つておられますけれども、石山委員の言われるように、事前に国会の承認をやむを得ない場合にはすべきだ。事後承認は認めない。治安に対しては警察力もあることなんですから、それ以上二日や三日その治安を守れないという事態はないわけですから、これについて私からも聞いておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 ただいまのお話は、自衛隊法七十八条による総理大臣の命令による治安出動だと思ひます。この場合にはおきましては、この条文にはおきき書いてあります。「間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合には、」ですから警察力が十分であり、あるいは相当程度備えられる間は、自衛隊に対するこの命令は、おそろしく総理もせぬだらうと思ひます。しかもその一般の警察力の壊滅した場合において出動された場合におきまして、さうに国会において事後の承認を求め、政府が責任をとるといふ体制でございますから、私は十分だと考えております。

○山内委員 この問題はまたあらためて議論をしたいと思ひます。時間が短いために、少し整理してお

尋ねたいと思ひます。今回の審議事項の中に、実は前から自衛隊の方から内閣委員会に対してしばしば御説明のありましたヘリコプター空母の予算が出るのであらうと私も思つておつたわけでありまして、この前々からこのヘリコプター空母はどうして作らなければならぬのか、その理由についてなかなか詳細な御説明もあつたわけでありまして、ところが今回これが消えてなくなりました。このヘリコプターの建設をあきらめられた理由は、今まで必要を主張しておつたのでありますから、そういう立場からすれば、何か原因があつて、たとえば予算上の問題か何かあつて、予算化できなかったと思ひます。その点を伺ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 ヘリコプター空母は、むしろヘリコプター母艦といつた方が実態と合うと思ひます。ところが、今のやり方については、この機会に御説明申し上げないでも了解いたしておると思ひます。ただ問題は、将来において第二次計画でどう扱うか、この性能と申しますか、役割等につきましては、まだ私も検討は十分して参らなければなりません。目的は御存じの通り対潜哨戒でございます。それと五年間における国の財政力に占め

るその位置でございます。そういうものと十分にらみあわせて、今後第二次計画の過程において検討を加えて参りたい、こういう考えであります。

○山内委員 第二次計画との関連で検討するということで、出しても出さぬとも話がない。それでは、これは私の意見になるかもしれませんが、これはお出しにならぬ方が賢明なのではないかと思ひますので、若干申し上げま

この間の説明では、ソーナーという機械でしようか。海中に投入して、一万メートル先の潜水艦のスクリーナーの音をキャッチすれば、それがすぐヘリコプターに伝つて魚雷を発射するのだ。この整備がなければ万全を期することができない、こういう詳しい御説明があつたわけでありまして。なるほどこういうことを聞きますと、対潜水艦という問題だけに限りますと、どうも何か必要性を認めざるを得ないような気がいたします。しかしこれは全般を通じて言えることですけれども、最近海上自衛隊も世界各国とも強化されて、これは最近新聞でも何かで読んだのでありますけれども、ウラジオにも艦艇七百隻、五十万トンが待機してあります。すぐ目と鼻の先であります。そこには百二十隻の潜水艦がある。最近の潜水艦は、もう私の口から言うまでもなく、原子力の潜水艦であります。何十日も海中におつて、海中でも三ノット以上の速力が出せる。そして大陸間弾道弾の打ち上げもできるような装備がなされておる。それが百何十隻も日本の周辺をうろつていて、そこに必要なのがあつたとしても、そう

いうものを作つてみても、一朝有事のときは意味のないものになるであらう、むだづかいになるであらう、そういうことを私は懸念しておるわけでありまして。そのほか理由はたくさんありますけれども、一つの例で申しますと、かつて前の戦争のとき、大和、武蔵というものを国民の目をおおつて、かこいの中で何年もかかつて作り上げた。できたときは不沈艦と誇つたのでありますけれども、戦争になつたら何の役にも立たないで、二そうとも沈んでしまつた。この母艦を無理して作つても、今置かれておるような平時に使うならば別であります。たとえば海難を救ふといふいろいろそういうことに使われるといふのなら別であります。戦争では役に立たぬといふことだけは常識的に考えられる。幸いに予算を組まないのではありませんから、こういう国費のむだづかひは、この際また積みかけて議論の起らないように、この点は御注意申し上げたいと思ひます。

まだお尋ねしたいこともたくさんありますけれども、与えられた時間も参つておりますので、以上質問を終わりたいと思ひます。

○久野委員長 次に受田新吉君。○受田委員 総理もお疲れでしようが、重大な法案ですから、一つ私の質問をお聞き取り願つて、明快な御答弁をお願いいたします。私は最初にこの防衛二法案に盛られた改正内容に関連する問題をお尋ねします。

今回防衛庁設置法によりまして人員の増強計画が立てられており、自衛官一万一千名、文官二千四百名の増員を計画しておられる、ところが現に自

衛隊の陸上部隊を中心にして、定員の欠員は二万一千名をこえておるのでございますが、これは定員がこれだけ不足している。一方においては膨大な増強計画を出すといういかにも矛盾した案が出されているように思うのでございます。これに対する当局の態度を明快に御説明をお願いします。

○西村国務大臣 やや事務的な面でございますので、私から御答弁申し上げます。海空につきましては欠員問題は多少ございしますが、これは従来と変わりないと思ひますが、陸上自衛隊については十七万の定員に対して二万余名の欠員がございします。一方それに対して千五百名の増員をする、一見矛盾ではないか。一応一見矛盾であるかのごとき観がございしますが、この点を御説明申し上げますと、千五百名は御存じの通り新しく建設部隊をさらに千名従来のものから加えて作りたい。これは民生安定協力、こういう意味でございまして、非常に御要望に応じた形をとっておりますのであります。一方十七万名に対して千五百名をふやすから、十七万名は減らしたらどうだ、こういう考え方も出ると思ひますが私どもは自衛隊というものは一つの編成を持たしてあるわけでありまして、この編成が積み上げられてきてまして、そして一つのいろいろな部隊になってきております。従つてそれには基幹要員というものを養成して、それぞれ配置いたしております。また一面そういう意味から私どもはこの編成をくずすことは、軍と申しますか、自衛隊の性格上、むしろ難々にいじるべきものではない。千五百名の分につきましては、これは新しく建設部隊の編成でございします。欠

員が多いということにつきましては、御存じの通り予算の充足率等の関係も一つはございします。いま一つは募集が困難であるということも率直に認めます。しかしわれわれは内部におきまして十分予算の充足率を利用しながら、その編成に近づける努力はして参りたい、こういうふうに考える次第でございします。

○受田委員 今欠員のある問題について、その原因が募集難であるというお言葉があったわけですが、自衛隊の募集難というものは重大な問題である。せっかく定員が計上されておきながら、それをよう募集し得ないというぶざまなやり方は、自衛隊の権威に関する問題だと私は思ひます。この募集難の原因はどこにあるとお認めになりますか。

○西村国務大臣 御存じの通り募集難と申しましたが、難の限度がありません。絶対的なものではございしません。努力によつて相当開拓もできますが、一方におきまして覺気が上昇し、かつ完全雇用と申しますか、それに近づく努力をしております。一方国民の自衛意識に對しては、まだ私どもの努力を今後続けていかなければならぬ点も十分認めていくつもりでございします。それらを勘案いたしまして、当面そういう欠員があるということとは率直に認める次第でございします。

○受田委員 すでに沖繩に自衛隊員の募集に乗り出してみたり、また防衛庁の内部には、この募集難の対応策として、募集年令を十八才から十七才に低下して、人材を吸収したらどうかという御意見もあると聞いておりますが、年令を十七才まで下げるといふ検討を

しておられるのですか、どうですか。○西村国務大臣 アメリカその他の国々でも、十七才とかあるいは十七才半とかいうようなあれがございまして、いろいろ能力とかそういう点から見ますれば十分でございします。しかし私どもはこういう年令の一年引き下げということとは、軽々に思ひつきでできるべきものではありせん。十分検討を加えて、それによつてさらに募集の陣容といたせば十七才になりますと、学校を卒業してからしばらくの間が

あいてから入るより、割合卒業後間もなく入るとか、いろいろ利便もございします。しかしながら一方においてそれだけ若い者ばかりが中心に入ってくるということによつて、いわゆる軍の質の低下ということがあつてもいけませんし、そこらを慎重に検討して結論を出したい。ただいま検討をいたしております段階でございします。

○受田委員 十七才ということになれば、これは特別職の公務員として採用する年令においても問題があるわけですね。他の一般職種との関係もあるわけですね。それを十七才まで下げて、まだ心身の發育不十分な者までも採らなければならぬという検討を始めておるといふことは非常に重大な問題だと私は思ひます。大体かつて木村保安庁長官時代に、二十二、三万くらいに自衛隊員がふえてきたら、徴兵制ということも考えられる、志願兵制度というものは限界があるということを発表をなされております。その時期が来て、もう二、三万こえておるのです。二十五、六万にも増員されておるのです。この段階では志願兵制度には限界がきておる。沖繩にまでも募集に行き、

また十七才までも下げてやらなければいかぬという検討をしておる。こういう段階になっていることを、池田総理大臣、あなたは十分お考えにならなければいかぬ。大体志願兵制度の限界にもう近寄つておるということを示しておると大臣はお思ひになりませんか。そして志願兵制度の限界に對する策として、徴兵制というものが、世界各國の通例から当然日本の国内にも政府部内にそういう問題が起こるような危険も、私はひそんでおると思うのです。その問題について二つの立場からお答えをお願いします。

○池田(勇)国務大臣 私は志願制度に對して限界が来ておると思つておりません。これは自衛隊の必要性、その他宣伝でもありますが、自衛隊内におきまして、たとえば海空につきましては相當の応募率であるのであります。空に對しましては相當な超過でございします。それからまた陸上にいたしましても、宣伝と、それからできるだけいい人を入れよう、こういうようなこととやっております。限界が来ておるとは思ひません。従つて徴兵制度をしこうなどと私は毛頭考えていないのであります。

○受田委員 徴兵制度というものは憲法を改正しなければできない憲法事項であるかどうか。憲法を改正しなくても徴兵制度をしことが法律をもつてできるのかどうか。お答え願ひます。○林(修)政府委員 普通の意味でいわれる徴兵制となれば、私は憲法の問題になると考えております。

○受田委員 そうしますと、憲法を改正せずして徴兵制度をしことは絶対にできないというふうに、はっきりし

た言明を池田総理大臣からしてもらいたい。○池田(勇)国務大臣 私は常にそういうことを他の機会でも言つておりますが、憲法を改正しなければ徴兵制度を置くわけに参りません。

○受田委員 もう一つ憲法に關係するののでございしますが、現在の政府がなしくずしに自衛隊の増強をはかつておる。實際は戦力として憲法に抵触するほどのものを蓄積された一部では見られておる。こういう段階で、憲法の規定からいって現在の自衛隊は合憲であるというお立場をとつておられると思ひます。現状において自衛隊の増強に對しては憲法の改正の必要はない、この点もはっきり言明ができますか。

○池田(勇)国務大臣 私は自衛力の今の状態は、憲法の認めるところであると確信しております。

○受田委員 日本の置かれてゐる立場から、憲法の第九條の改正は將來においても必要としないというお考えをお持ちになるかどうか。

○池田(勇)国務大臣 私はそう考えております。

○受田委員 きわめて明快な將來に對する宣言もされておりますので、憲法第九條の改正の必要なしと明かな総理の答弁をいただいたと私は了解いたします。

そこでもう一つここに問題が起くるのは、今回の改正案に關係する自衛隊法の七十八條の規定です。これは命令による治安出動でございしますが、先ほど以来お二人の社会党の議員からお尋ねになつた問題で解決しないところが、それは自衛隊法の七十六條には防衛出動の規定があつて、原則は事前

に国会の承認を得なければ出動できないことになっている。ところが七十八条には、命令による治安出動に対しては、総理大臣の命令でこれが自由に出せるようになっていて、国防会議にも防衛出動の審議規定がありますが、治安出動の規定はない。こういうことから、この出動に關して二つの形式の違った大臣の命令が出されるようになっていて、総理大臣の命令がでずか。

他というようなものはそうではなくて、形勢的には国内的に問題が起る。しかしその背後に外国があるという場合には間接侵略ですが、七十八条は間接侵略には限りません。その他にも非常な治安が乱れたりして、警察力をもつては収拾できない、そういう場合のことも入っているわけでございまして、そういう場合とおのずから多少事態のウエイトも違い、従ってそこにおいて七十六条は原則として国会の事前承認、しかし必要やむを得ざる場合には事後承認、七十八条は事後の二十日以内の国会の承認ということになっておるわけでありませう。この二十日以内の承認にいたしました理由は、これは警察法をあらんになりますとわかりましたが、警察法の七十四条でございまして、緊急事態も実は同じような格好になっておるわけでございまして、緊急事態の布告も大体事後承認で、期間も二十日以内ということになっております。大体それと平仄を合

わせたものだと思っております。

○受田委員 あなたは原則と例外とを混同しておられる。七十六条の規定をお読みになっていただければきわめてはっきりする。「内閣総理大臣は、外部からの武力攻撃に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合には、国会の承認を得て、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができ」とはつきりうたつてある。七十八条には、「内閣総理大臣は、間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもって、治安を維持することとができ」と認められる場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。」あなたの権限でやられることになっておる。はつきり原則が違つておりますが、いかがですか。

○林(修)政府委員 これは自衛隊法を作るときからこうなつておるわけでございまして、そのときの理由は受田委員もよく御承知だと思つたわけでございます。外国から正規の軍隊による侵略を受けた場合の防衛出動というものが七十六条でございませう。間接侵略その

によつて間接侵略に対する命令による治安出動にせしむべきである、かように私は思うのです。総理大臣、あなたは軍事實力の政治統制という立場から、文官優位の原則、国会の尊重、あらゆる世論の尊重というような立場から、好戦的な挑発的な総理大臣があなたのことと出られた場合は——あなたはいっぱあるから私は心配を感じませんが、あなたのあとにこの伝家の宝刀を振り回す危険な総理が出たときには、いやおうなしに総理大臣の命令でやられてしまふのです。ここで国会の承認という規定を原則として設けることが必要ではないかと思つて、法制局長官の法律的な事務的な賛助などを得ないで、あなたの自信ある答弁を願ひます。

○池田(男)國務大臣 七十六条の点は、先ほど法制局長官のお答えした通りに国際間の問題でございまして、私はあの規定は当然だと思つて、しかし七十八条の国内の治安出動という場合におきましては、これは七十六条と同じようにしろという議論もありましようけれども、やはり国内の問題でございまして、そうしてまた間接侵略あるいは内乱というような場合は、前からあまり予測できないことも事例としてあるわけでございます。私はあくまで総理大臣の責任においてやる今の制度でいいと考えております。ただお話のように、むちゃなことをやる人が出たら大へんだ、こういうことはお互いに国会で承認した首班でございませうから、そういうことはないと思つております。

○受田委員 私はそこに危険があると思つておられる。あなたは非常に安易に考へておられる。私はちつとも七十六条と七十八条を混同しておりません。七十八条の場合は間接侵略とはつきりうたつてあるのです。その他の緊急で一般の警察力をもって治安維持ができないう段階に來ておるのですか

ら、これは重大な段階です。今壊滅という言葉が出たくらいです。そういう段階に自衛隊が出動するのでありますから、たゞい国内問題であつたとしても、国会に諮つて国会の承認を得る。自衛隊の出動という特殊の出動でございまして、警察力では間に合はぬといふような事態は重大な事態です。そのときに総理の独得の権限でこれを発動されるというところは危険がある。あなたのような円満なお方が総理に相次いで承認されるところは限りません。ときにはまた好戦的な総理が出ることもあつたから、あなたはこの際、間接侵略に重点を置くとはつきり防衛庁長官の説明があつた段階においては、ウエイトをそれへかけるようになつてい

るといふ意見が出てゐる段階では、従来とは立場を変えて、国民の代表である国会の承認、世論の尊重、政治の力で軍事力を押えるという原則を、この際一つはつきりあなたの強い意思を持つてお示し願ひたいと思つてゐる。あなたの権限になるのですから、御自分の良心で判断をされないうで、一つの国という高い立場で将来のことも見通して、一つこの際命令による治安出動に對して、七十六条と同様の規定を設けるべきであるといふことを、強い御意思を持っていただきたいと思つてゐる。いかがですか。

○池田(男)國務大臣 間接侵略に重点を置くとは私は考へております。私は直接侵略もないことを望み、間接侵略も、そういうことはないことを非常に心から期待してゐるのであります。また私は国内問題で、しかも事後承認を要することでございますから、決してそう無理なことをすることはないと考

えております。

○受田委員 あなたは事後承認というのを軽く考えておる。事後承認というのはできたあとの跡始末ですよ。そういうときはなるべく解決になるわけがないのです。それをやる前に、国会の意思を尊重して、少なくとも自衛隊の治安出動という重大事項については、総理が国会に諮るといってお手続を踏まねることが妥当であると思うのです。いかがですか。

○池田(勇)國務大臣 私は、内閣総理大臣が責任を持って国政を運用し、しかも事後国会の承認を得る。承認が得られないときには、これは直ちに引かなければなりません。またそれによって内閣総理大臣は責任を負うのであります。今の規定で私はけっこうだと考えております。御意見は御意見として承っております。

○受田委員 ナチ・ドイツがあのような強大な権限を獲得するに至ったことも、われわれは先例として学んでおらなければならぬ。日本の旧軍が政治力を押えてついに敗戦に導いたということも、あなたはわかりたいだいておるわけですか。ときには自衛隊そのものがクーデターを起こす場合もある。現に昨年五月にはトルコがこれをやっている。あなたはこの七十八条の規定で、自衛隊そのものが文官優位の原則をこわして内乱を起こすというような事例が起った場合には、どういう立場をおとりになりますか。

○池田(勇)國務大臣 わが国民の良識によって、そういうことはないと思信しております。

○受田委員 現に日本でも二・二六事

件というのがあるのです。これは当時非常に強大な軍の統制の中でさえも、ああいう事件が起こっているではありませんか。そういうことで日本の国にもそういう事例があるのです。そういうときにこれをどういう立場で押えていくかという問題がある。

○池田(勇)國務大臣 昔の軍国時代とは違つて、お互いにこういうようにして、防衛庁設置法につきまして議論をしておるのであります。前の時代とは私は違つておると考えるし、またそういうことは、起こり得ないと確信いたしております。

○受田委員 政治的な力で、国会の力で、国民の力で、そういうことのないようにするという原則をとるべきであつて、行政の責任者によつて勝手な行動がとられることのないような規定にしておいてもらいたいということなんです。

これに関連するのは、今度の改正案で統幕会議の、特に議長権限強化の問題がある。この権限強化は陸海空の自衛隊の中の二つ以上の共同作戦をとるような場合には、統合幕僚会議の議長が長官にかつて指揮権をとる、命令権を執行するということになつていくのです。こういう重大な改正案が今度出されていくのです。この問題について従来の文官優位の原則が、統合幕僚会議の議長という自衛官によつて、これがだんだんと侵食されるのではな

いか。防衛庁の内部の所掌事務に基本という言葉がある。国防の基本、自衛隊の基本、これが今度やはり統合幕僚会議の議長の権限の中に、基本並びに統合調整という言葉に切りかえられる法改正がなされる。文官優位の原則、

これはだんだんこういうところからくずれるのではないかと危険を感ずますが、御答弁を願います。

○西村國務大臣 私からお答えをいたします。統合幕僚会議の権限の強化、あるいは議長の権限の強化は、私は文官優位、文民優位と申しますか、政治優位のシビリアン・コントロールをくずすというところは絶対に考えておりません。なぜならば、防衛出動においては国会の御承認あるいは事後の承認というような手続をもつて、国権の最高機関である国民代表の国会の権限に限られております。また同時に総理大臣は最高指揮官でございますが、それが国会から承認と申しますが、選ばれた方であるわけでありまして、同時にその方において、また文民であります防衛庁長官が所在し、また内局におきましては、防衛出動に関する行動の基本

というものは、防衛庁設置法のたしか二十条でございますが、厳然と残っております。ただ統合部隊は今日の戦略あるいは戦術作戦の状況から必要でございます。その場合におきまして、その作戦上の基本を自分がかわつてやるのではございません。防衛庁長官の名において執行していく、これだけのことでございます。

○受田委員 そこに問題があるわけでございます。従来は各幕の幕長がやつておった仕事を、統幕の議長が握つてくる。それから同時に長官がこれを委任するといふような形になつてくる。少なくとも統幕議長の方というものは非常に強大なものになる。これはまぎれもないことです。防衛庁の内部の所掌規程にあるこの基本の問題と、それから今度改正案にある指揮命令の

基本の問題と、どういふふうに関係してくるのですか。内局というものはどういふふうになつてくるのですか。

○西村國務大臣 内局は政策全般の問題を握つて参るわけでありまして、御存じの通りそのもとに立ちまして、今度具体的な問題をどうするか、統合部隊におきましては、統合部隊の具体的な行動につきましては、統合部隊の基本は、なほど立案して、またこれは内局相談の上、私のところへ持つて参ります。事務の重要性によりましては、それをまた総理の指揮を受けるということもあらうと思ひます。従つてあくまでも私はシビリアン・コントロールのもとにおきまして、統合幕僚会議や議長が命令を執行すると申しましても、今日の現行法によりましては、各幕僚長がやはり同じようにそうならば、私の名において作戦の指導をするということには行なわれておるのであります。ただ統合部隊でありますから、統合幕僚会議ないし統合幕僚會議議長が行なう、こうなるわけでありまして。

○受田委員 議長の権限をここに作り出さなくても、統合幕僚會議でよかつたじやないですか。

○西村國務大臣 それは立案の方は、統合幕僚會議で各幕僚長が集まりまして、ここで立案する。同時に執行の場合におきましては、迅速をとらうと云ふ意味で、単に命令の執行でございまして。そういう意味で、それを伝達するといふのであります。

○受田委員 この問題は非常に大事な問題でありますので、またあらためて委員会でも質問することを保留しておきます。これは保留をはっきり記憶しておいていただきたい。

そこで総理大臣、問題があるので。国防會議議長としてのあなたに与えられたお仕事は、その他という規定の中で、内閣総理大臣は国防に関する重要な問題を會議に諮らなければならぬといふ。ところがこの統合幕僚會議の権限強化、議長の権限強化というやうな、国防の指揮命令に関する重大な規定を、あなたは国防會議にお諮りになつておられないぢやないですか。どういふ理由からですか。

○池田(勇)國務大臣 私は国防會議に付すべき問題とは考えておりません。しかも今防衛庁長官が申しましたごとく、従来は陸海空二つ以上にまたがるものにつきました。合議の上幕僚長がやつておつたのを、今回は陸海空三つが一体となつて合議してやるやうな場合がこれから想像されますので、一体となつて協議し、幕僚會議できめたことを今までは幕僚長がやつておるのを會議議長がやるのであります。それは単に長官の指示を受けて今までの機構通りにやつていく。ただ幕僚會議の議長でやつた方が早いし、また弊害も起こらぬと私は考えておりますので、これを認めたわけであります。

○受田委員 私は国防會議の議題に付すべき重大な問題の一つだろと思ひます。つまり指揮命令の系統において新しい形態ができた。そしてこういう重大な問題である十三個師団の編成といふことは当然かけておられると思ひますし、そういうものと全く同等の立場で論議すべきものだと思ひます。その問題はまた後ほどやることにして、私最後にここで総理大臣にぜひとも大きな御認識で対処していただかなければならぬ問題を取り上げます。そ

これはこの第二次長期防衛計画を、あなたの前任者の岸さんが、安保条約審議のごたごたにまぎれてとうとうお出しにならなかった。そうしてあなたになっても、まだじんぜんとしてそれをきめておらない、こういう原因はどこにあるか。これは非常に重大な問題が一つひそんでおると思う。それには予算の問題、防衛体制の問題、装備の問題、あるいは兵力の問題、いろいろなものがあるが、一年半以上二年近くも第二次防衛計画は立てられないで、こそくな手段のその場しのぎの案を立ててしまったのですか、いかがですか。

○池田(勇)国務大臣 第二次防衛計画は非常に重要な問題でございます。単に予算ばかりではございません。いろいろなことから十分検討いたしました。国際情勢の変化等も考えまして、りっぱなものを時間をかけても作りたい、こういうことで検討いたしておるのでございます。

○受田委員 ところが十三個師団の編成とか、ヘリ空母とか、ミサイル防空隊というようなものは、第二次長期防衛計画とはまた別な角度からこれを検討しておられるようだ。特に十三個師団の編成というものは、当然第二次長期防衛計画の基本的なものじゃないですか。違いますか。

○池田(勇)国務大臣 私は十三個師団というものが、第二次防衛計画の基本になるとは考えておりません。ただ今までの編成と違いますが、国防会議にはかけましたけれども、これは今の日本の国情から申しまして、また機動性を強化する上におきまして必要と考えたのであって、第二次防衛計画のものとをなすものとは私は考えていません。

○受田委員 西村長官、今十三個師団を軽く総理は言われたが、あなたはその通りの御意見をもちますか。

○西村国務大臣 十三個師団の編成は、御存じの通り人員等においては現在定員の中でやっておりますのでございませう。そこで第一次計画は十八万を目標にして、十七万の定員の中でこれを編成がえる。ただ十個師団を十三個師団に変えることは重要な編成がえでありますから、御存じの通り軍の編成は、かつては天皇の大権であつたからいって、やはり編成をええるということが重要事項であるので、議長がお認めになって国防会議で決定されたのであります。第二次計画については、これは第一次計画の補完として行なわれておりますから、第二次計画の中へ織り込まれてくることは当然の事実であります。現実にはこの法案が通過いたしましたので編成がえが行なわれていけば、第二次計画の中へやはり入っていくことは事実でございます。しかし第二次計画そのものの中心になってくるものではない。第二次計画は、やはりそれに新しい構想がいろいろ入ってくるのではないか、こういうふうに考えます。

○受田委員 私が今お尋ねしておるのは、このことが第二次計画の柱の一つであるのかということですが、総理は、それは柱の一つではないのだ、重要な問題ではないのだという御答弁です。しかしあなたは、この十三個師団の編成がえは第二次計画の中の幾つかある大事な問題の一つだと言っておられるが、どうですか。

○西村国務大臣 これは第一次計画の

ワクの中でやっておりますが、この第一次計画は昭和三十五年で一応形は終わっております。しかしそれは十分に入っております部分もありません。今年度の事務の防衛力整備については、予算編成を前にして国防会議を開き、その取り扱いを相談すると同時に、当面の重要事項として、第一次の定員の中からは人数をふやしておりますので、その編成がえを行なうことは重要事項であるとして決定を願う。同時に十三個師団をかりにお認め願えば、やはり第二次計画は当然全体をやるべきでありますから、一次でやっても、二次計画の基礎にはなっております。その中に入っておりますことは事実であります。しかしそれが二次計画の重要な事項になるわけではない。二次計画は第二次計画としてのいろいろな構想が出てくるわけでありませう。

○受田委員 今の御答弁は、長官としてはきわめて場当たり的の御答弁に終わってしまったわけですね。この十三個師団の編成などという国防の基本に関する重大な問題を今あわててやらなくとも、二次防衛計画ができたときに一緒にやるべき性質のものではないかと私は思っております。そういうものを抜き出してここでやりになつておるというところが一つの問題です。

もう一つはミサイル防空、これは非常に重大な問題であつて、日本は核戦争はしないけれども、米韓、米比、米台ということで、周囲の国々は全部核武装をしておるときに、日本だけが核武装をしない、それらの組織の中に入っていくということは非常にむずかしいことだ。こういう中で核戦争が展開された場合は、日本はお手上げだとい

いうことになるわけですね。そのときはお手上げであるが、その防衛をするために、核武装をした防衛隊というもののだけには用意しなければならぬ。そのためのいろいろな準備、訓練、装備はしておられるのですか。

○西村国務大臣 たびたびお話が出ましたように、また御説明申し上げましたように、政府といたしましては核武装は全然考えておりません。またその準備あるいは訓練もいたしておるわけはないのであります。ただミサイルというものはつきましては、防空としては近代的な必要性がある。第一次計画においては、御存じのように最新技術は十分に入れるという決定も得ており、その一翼としてミサイルの導入をはかるということでございませう。

○受田委員 ミサイル防空隊というものは、現在は核武装をしていないけれども、たとえばナイキ・アジャックス、ホーク、ボマークのようなもので、アジャックスをハークキリーズに切りかえるときには併用ができるようになる。そういうものに弾頭をつければ、いつでも核武装ができるような防空体制になつておるかどうか、これを一併伺いたい。

○西村国務大臣 われわれはできるだけ核武装ができないような方法においてのミサイル導入をはかつておるのであります。従つてナイキ・ハークキリーズよりはむしろナイキ・アジャックスをやるというところで、このために訓練員をアメリカに送るということでございます。

○受田委員 もう一つ防衛庁長官にぜひ御確認を願いたいことは、現在の日本の自衛隊のミサイル防空体制という

ものは、ここにおられる伊能さんは、オネスト・ジョンに小型の弾頭をつけたくらいは憲法違反じゃないとおっしゃったのですが、そういう程度の、すなわち核武装をいつでもできるような、併用できるような形に、今はしてないけれども、してあるのかどうか。もう一つは被害を受ける立場で、防毒マスクのようなガス対策というものはちゃんとしてあるのか。それは自衛隊員だけがそういうマスクなどで体制がとれて、一般国民はガスの被害を受けるときはお手上げになつておるのかどうか、そのお答えを願います。

○西村国務大臣 ミサイルの装備につきましては、核弾頭がつけられるようなものは、われわれはできるだけ排除して参りたいと考えております。ただ御存じの通りユニバーサル型というお言葉がありました。これはランチャー、発射台の問題です。発射そのものではありません。ただなぜこのユニバーサル型が考えられるか。アメリカにはもうアジャックスのランチャーというものは作つてない。こういうことでですから、やむを得ずそういうものはユニバーサル型を使います。これはランチャー、発射台だけでありまして、ミサイルそのものはアジャックスを使う、こういうような考え方であります。

それからもう一つは、国民と申しますか、自衛隊自体が核物質で被害を受けることに對しまして、われわれは理論といたしましては核被害、放射能被害というものに対して防禦する方法は研究はいたしております。しかし装備そのものはまだ十分できてない。

(「少しはできておるか」と呼ぶ者あり) まだそこまでいってないと思います。しかし放射能被害を排除するということについて研究するのは当然のこととあります。

○受田委員 当然の研究をやって、具体的なたとえば化学学校、化学教育隊のごときでそれをちゃんと防毒するための、防衛するための装置などをやっておるのかどうか。

「「こそこそやっておるじゃないか」と呼ぶ者あり」

○西村国務大臣 お答えいたします。われわれはこそそはいたしております。もし御必要があればいつでも開放してごらんに入れるのでありますが、問題は、われわれはそこまでまだ能力がいてない。放射能を排除する装備を持つまでの能力の段階には至ってないが、研究はいたしております。こういうことであります。

○久野委員長 お約束の時間が参りましたので、簡潔にお願いいたします。

○受田委員 第二次防衛計画を進め、または国民に自衛隊のあり方を大いに徹底させるために、長官はしばしば「この長官もそうですが、国防省を作りたい、そして大いに権威を保ちたい」と言っておられる。池田総理、この防衛当局は防衛庁の省昇格を常に熱願をしておることを御存じかどうか。これについてあなたはどのような考え方をもちか、総理の御見解をただしたい。

○池田(勇)国務大臣 私は防衛庁が省になりたいという申し入れを受けたことはございません。聞いておりません。従いましてまだこのことにつきましては自分としては検討いたしており

ません。

○受田委員 西村長官は防衛庁を省に昇格することを総理に言っていないのですか。またあなたは意見としてこの委員会などでしばしばそういう御意見を言っておられるのですが、その意見をどういうふうにおとりになるか。

○西村国務大臣 私といたしましては、部内の検討といたしましては、防衛庁は省であるべきではないかという角度から検討を加えております。その意見がきまりますれば、できるだけ早い機会に総理に御進言いたしたいと思います。

○受田委員 終わります。

○久野委員長 両案についての残余の質疑は次会に譲ることといたします。

次会は明十四日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時四分散会